

第5回 株券電子化小委員会 議事要旨

日 時 平成17年12月6日(火曜) 午後1時30分～午後3時20分

場 所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目6番1号
日経茅場町別館1階 当社会議室

議 題

1. 振替株式分科会における検討状況について
2. データセンター分科会における検討状況について
3. 振替新株予約権付社債分科会における検討状況について
4. 移行分科会における検討状況について

議事内容

議事に先立ち、法務省から社債等振替法に係る政省令の改正案に関する説明があった。

議題1. 振替株式分科会における検討状況について

事務局から議題について資料1に基づいて報告が行われた。報告後の質疑応答において委員から意見の提示はなかった。

議題2. データセンター分科会における検討状況について

事務局から議題について資料2に基づいて報告し、若干の補足説明が行われた。報告及び補足説明後の質疑応答において委員から意見の提示はなかった。事務局による補足説明の概要は以下のとおり。

配当金に関するスキームについては、全銀協にその是非について検討を依頼した。結論として、現行の配当金スキームが制度移行後も維持される前提であるため、特に銀行界として異論を述べる立場にないとの説明を受けている。分科会に参加しているその他の業態においても特に反対意見がなかったことを踏まえて、このスキームをたたき台として実現可能性について検証を進めることとした。

なお、このような状況については、先般、監督当局に対しても説明を行った

が、当局からは、機構による配当金の取扱いが法律に抵触しないか、適切な投資者保護の仕組みが確保されているかという点について、指摘を受けているところである。(事務局)

議題 3 . 振替新株予約権付社債分科会における検討状況について

事務局から議題について資料 3 に基づいて報告が行われた。報告後の質疑応答において委員から意見の提示はなかった。

議題 4 . 移行分科会における検討状況について

事務局から議題について資料 4 に基づいて報告し、若干の補足説明の後、質疑応答が行われた。事務局による補足説明及び質疑の概要は以下のとおり。

本日の資料には含まれていないが、特例期間中における保護預り株券の預託に係る検討状況について補足したい。

既に、前々回の小委員会において、大量の保護預り株券の効率的な預託と、その先の名義書換を行う手続につき、現物株券のデリバリーを伴わずにデータの授受によって対応する方法や、特例期間前に株券を TA に提出し、預託と名義書換の事前準備を進めたうえで、特例期間に入ったところでその手続を完了させる方法などについて検討状況を報告してきた。しかし、前者については、TA が直接株券の確認をできないという点から、偽造株券等への対処が不十分となるとの問題があること、後者については、株券を TA に持ち込んだ後に顧客から株券の返還請求があった場合の対応が困難との問題があることを踏まえ、いずれの案についても実現可能性がないとの判断に至り、その旨を小委員会にも報告したところである。

その後も本件についての検討を進めており、現時点で、各業界でオーソライズされたものではないが、証券会社と TA の双方から対応案の提示を受け、それぞれについて検討している段階にある。両案は、細部の違いはあるものの、いずれも、施行日の 1 年程度前から、順次、保護預り株券を証券会社から TA に持ち込み、TA において事故チェックを行ったうえで、証券会社に返還し、特例期間になったところで預託と名義書換手続を完了させるとの案である。従前の特例期間前に TA に証券を持ち込む案との大きな相違は、TA で事故確認を行った後、その証券を証券会社に返還することによって、顧客からの返還請求等に対応しやすくなっている点、及び、証券会社から TA に株券を提出するときや、TA から証券会社に株券を返還するときについて、現物株券は機構を経由しないこととして現物の搬送を減らしている点にある。今後は、これらの対応案について、実務の検証や法的な整理を詰めていき、実現可能かどうか検討していきたい。もっとも、TA が事故株券の確認を行った結果の情報等を関

係者で共有して管理することが必要と考えられるが、そのためのインフラ整備に係るコスト負担の問題や、チェックをしている間に生じる返還請求や売付け委託にどのように対応するかという問題等を含め未整理の事項も多く、引続き、関係者の意見を聞きながら、検討を進めていくことになる。(事務局)

参加者の一斉移行に関連して、証券界からコストの削減に係る要望がある。本日の資料では、資料4 - 3で現行制度における参加者から振替法に基づく間接口座管理機関への移行、資料4 - 4で現行制度における特例参加者から振替法に基づく直接口座管理機関への移行について、それぞれ移行イメージが示されたが、いずれの場合についても、口座管理機関となる証券会社にとって、移行のためだけに一旦それぞれ現行制度における特例参加者又は参加者になるためのシステムを実際に構築し運用しなければならないとすると、二重投資的な状況となることが懸念される。したがって、現行制度における特例参加者又は参加者となるためのシステム構築・運用に伴うコストが軽減される方式、例えば、施行日直前に必要な情報を簡便な方法で機構に渡したうえで、機構が加工を行うといった簡易な方式が採れないか検討いただきたい。(オブザーバー)

現状は、機構参加者が間接口座管理機関となる場合や、特例参加者が直接口座管理機関となる場合については、転記の特例が適用できないため、それぞれ施行日の直前にステータスの変更を行って、転記のスキームに乗せることを想定しているところである。懸念の点については、ステータスの変更をどの時期に行うかによっても異なってくると想像され、例えば、施行日前日などなるべく施行日に近い時期にそのような対応をとることによって、システム構築の負担等が軽減される可能性はあると思われる。もっとも、移行全体が円滑に行われることが重要であり、事前にステータスを変更して事務に習熟してもらうことも必要となる場合がある。いずれにしても、過大なコスト負担を生じさせることは本意ではなく、今後、詳細な事務フローの検討やシステムの移行等を考慮し、移行の安全性とのバランスで対応を決定していくことになる。(事務局)

以 上